

福島県立医科大学会津医療センター附属病院医療事故公表基準

1 意義

重大な医療事故について、その事実と事故防止策等を正確かつ迅速に公表することにより、県民や患者等の知る権利に応えると共に、他の医療機関の医療安全にも寄与し、安全で良質な医療の提供が可能となる。そのため、本院では以下のとおり公表基準を定める。

2 対象

- (1) 患者が死亡した場合、又は患者に永続的で重大な障害を与えた場合で、かつ、病院側の過失があり、当該過失と障害の因果関係が明らかなもの
- (2) 患者が死亡した場合、又は患者に永続的で重大な障害が発生した場合で、過失によることは明らかではないが、公表することにより医療事故の発生を回避し得ると判断したもの

3 意思決定

医療事故が発生した場合には、医療クオリティ審議委員会において過失の有無や因果関係等を審議する。その結果に基づき、医療事故防止対策委員会において公表の方法や内容等を審議し、病院長がその結果を踏まえて公表を決定する。

なお、医療事故防止対策委員会が必要と認めるときは、本学以外の専門家等の意見を聞くことができる。

4 方法

- (1) 公表は、福島県立医科大学会津医療センター附属病院のホームページにおいて行うことを原則とする。なお、必要に応じて記者会見や学会での発表により公表する。

ホームページアドレス www.fmu.ac.jp/amc/

- (2) 上記「2 対象(2)」に当たる場合は、公表後、引き続き調査し、原因究明に当たり、その原因が判明し次第、事故防止対策と併せて、再度公表する。

5 内容

公表する項目は原則として次のとおりとする。

- ①十歳階級別年齢、②性別、③原疾患名、④当事者の職種、⑤発生の状況、⑥事故の原因、⑦患者の転帰、⑧事故後の対応、⑨今後の事故防止対策等

6 患者及び家族の同意

- (1) 患者や家族のプライバシーを尊重するため、公表に先立ち、公表の内容について患者及び家族の同意を得る。なお、同意は、原則として書面による。

- (2) 公表に際しては患者等の同意を得るため、十分な説明を行うなど最大限の努力をする。